



Title	淮東総領所の機能
Author(s)	長井, 千秋
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1988, 22, p. 41-64
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48021
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

淮東總領所の機能

長井千秋

目次

緒言

一 洪适「淮東總領石記序」にみるその職務

二 財政ならびに経済的機能

(1) 錢・米等の調発とそれに伴う権限

(2) 鎮江權貨務都茶場収益の移用

(3) 贍軍酒庫運用

(4) 営田・屯田の統轄

(5) 互市場の統轄

(6) 營運業務

(7) 淮南鉄錢交子の印造

(8) 救荒・流民対策

(9) 水利興修

(10) 鎮江府下民政への関与

三 軍政的機能

(11) 軍兵に対する種々の給与・賞与・給付

(12) 戦馬の購入・選別・登録

(13) 兵器の収蔵・管理

(14) 營寨の建造

(15) 戦船の建造

(16) 軍兵の補充・軍籍の保管

(18) 軍兵の保有
(19) 訴訟の処理

(17) 軍政の不正摘発、武官人事への関与

小 結

結 言

南宋は金・モンゴルという北の軍事的脅威を常時受けており、そのため軍事費の捻出を第一の課題としつつ国家財政の組織化と運営がなされた。長い国境線上に配置された諸軍の兵站補給業務を一手に担っていたのが全国で四カ所設置された総領所である。これについては従来は、主に秦檜の紹興和議における政治的意味づけや、官制・附属機関や沿革とその大体の機能が考察され、補給物資の品目と仰給地の復元も試みられている。⁽¹⁾とりわけ内河・川上両氏の研究はその到達点であり、前者は総領所前史、総領所の所属機関、総領所の性格の推移に考察の重点が置かれ、後者はその財源に視点をすえて、各種財源項目を列挙分析している。⁽²⁾しかしこれらはいまだ概略的研究の域を出ず、必ずしも南宋の国家と財政に対して積極的なイメージを提供し得てはいないように思う。これまでの研究にみられる四総領所を一括して分析する方法には、各総領所の性格に差異のあること、またほとんどが断片的なものであるにせよ、『宋會要輯稿』をはじめとするその残存史料の多さからして、無理がある。本稿は揚州の対岸、建康の東隣の鎮江に置かれた淮東総領所を対象に、その諸機能を検討し、ある意味で南宋期の財政・軍事を解く鍵とも言える各総領所に関する、微視的かつ網羅的な復元作業の最初の足掛りを得ようとするものである。⁽³⁾

淮東総領所は四総領所の中では最も東寄りに位置し、『国都臨安へは最短の距離にある。紹興十二年五月、淮西

(建康府)・湖広(鄂州) 總領所とともに設置され、鎮江府と淮南東路各地に駐屯・出戍している都統司・三衙等の「大軍」——南宋期の実戦部隊であり、淮水から大散関に至る国境線上に配備されていた——に対し、江南諸路の供給する物資を以てする補給を担当していた。

私見によれば總領所体制は、創立期(南宋初年^{一二七〇年代})、紹興後期^{一二五〇年代}、確立・安定期(紹興末・乾道初^{一二六〇年代})、開禧用兵^{一二〇〇頃}、變質期(開禧用兵^{一二七九}—南宋末^{一二七九})の三期に一応時期区分ができる。四總領所の中では淮東總領所の史料状況が最も良好であるが、基本史料である『宋會要輯稿』(以下『宋會要輯稿』職官、食貨、刑法、選舉、兵は、それぞれ会職、会食、会刑、会選、会兵と略称)の各条がほぼ嘉定期までしか残っていないせいもあり、史料は確立・安定期に集中している。したがって本稿の実証もこの時期が主たる対象となる。⁽⁴⁾

一 洪适「淮東總領石記序」にみるその職務

總領所とその機能を総括的に説明する史料として従来から利用されてきたものに、会職41/44總領所の冒頭部分、同41/45紹興十一年五月四日、『宋史』¹⁶⁷職官7總領、『建炎以來朝野雜記』甲集11總領諸路財賦等がある。これらによると、紹興十二年五月の第二次宋金和議の前年に東南三總領所が置かれ、それぞれ物資の補給地域を分担し、主として財政機能を果しつつ、同時に独自の軍事関係の監察機能を有していたことがわかる。これまでの研究は主に前記の史料に依拠しつつ總領所像を描いてきたのであるが、淮東總領所の機能に関しては、恰好の検討材料となる記事が残っている。

それは『嘉定鎮江志』17寓治の条の、紹興三十二年から隆興二年にかけて淮東總領であった洪适の手になる、歴

代淮東總領の名を記した題名記の冒頭部分であり、同文が洪适『盤洲文集』32に「淮東總領石記序」として収められている。主要部分は以下の如くである。⁽⁵⁾

……その後狄人來りて和を約し、我が師の邊城に在る者みな歛めて江の南に休ましめ、中都官を分ちて四總領を置く。京口・建康・武昌と蜀の利州はその理所なり。京口は蓋し山陽韓侯の師にして、近歲又江陰屯する所を掌る。(A)およそ供軍の物は民部その實を計り江浙數州に下して水輪陸送すること虚旬なし。(B)その稽逗を督し、その能否を勸めて刺擧の權あり。(C)頗る淮鹽の筭する所、酒廬の推する所を得て以て澹用す。(D)月ごとに諸軍作る所の戎器を受けてこれを庫に藏め、(E)歲ごとに營田獲る所を収めてこれを官に歸す。(F)士卒を招選すれば則ち甲乙呼辨してこれを庭下に涅し、(G)老疾を刪汰すれば則ち秩有る者を集めて功伐を第すること銓注の法の如くす。(H)川蜀の綱馬至りてその良鷺を別くれば則ちこれに印す。(I)瀕塞の互市有れば則ちその要を提ぶ。(J)およそ隸する所に關わる者はその訟を聽く。(K)或いは邊防軍政不常の事なれば則ち唯だ朝廷の命ずる所のみ。(L)虚偽を察し、出内に謹み、公を抱き、私を減するに至りては則ちその人に存り。(M)その表牋謝慶の式は大抵外臺に同じ。王人を以てするの故なり。(N)方伯・部使者の上に序せらる。(O)所謂る報發軍馬文書は、或るひとなほ古の監軍のごとしと曰うは非なり。……

ここに記述されている事項を整理すると、

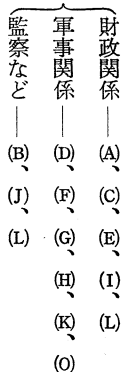
(A) 「大軍」補給用の上供錢物の調達輸送。

(B) その際の(監司)府州の官員に対する弾劾・薦擧權。

(C) 淮南塩——臨時の措置か、後述——と酒の専売収益。

(D) (府州)軍で作られた武器・武具の保管。

- (E) 営田収益の管理。 (F) 軍兵の補充。 (G) 軍兵の揀汰およびその際の論功行賞。 (H) 四川からの戦馬の選別。 (I) 「互市場」の統轄。 (J) 所轄人員に関する訴訟の処理。 (K) 辺境防備・軍政に関して、規定の無い事態については中央の指示に基づいて行う。 (L) 不正摘発・財務運用は総領官の任。
- (M) 文書の形式。 (N) 総領官の官制上の序位。 (O) 報発軍馬文書⁶⁾専一報発御前軍馬文字。
- となる。さらに(A)～(O)を機能別に分類すれば、



となろう。

石記序が記された隆興元年^{一一六三}九月頃というのは、紹興三十一年に宋金間に戦端が開かれた後ようやく和平への見込みもみえはじめた時期であり、淮東総領所が補給を担当した淮東各地にも多数の軍兵が居たはずである。そして洪适が総領官に任命されたのは、金の海陵王の侵攻が彼の死とともに頓坐し、それによって金国内部に動揺が生じ、逆に南宋側から反攻北侵を行った時期に当り、まさに淮東総領所はその機能をフルに回転させていたのであった。故に、ここに記述されている内容は、彼が実際に総領官としてまのあたりにし、彼自らが行った事柄であると考えられる。次節以下ではここに示されている内容について、他の史料を用いて確認し、さらにここには示されていない機能・権限についても考察し、淮東総領所機能の全体像を明らかにしてみる。

二 財政ならびに経済的機能

(1) 錢・米等の調発とそれに伴う権限

淮東總領所の機能の第一は、国境地帯の淮東そして鎮江の「大軍」——三衙・都統司——兵士の給与・補給を、大軍の後方にあつて担当することであり、諸路から錢米が漕運されてきた。会職41/52乾道元年八月二十五日には「淮東總領所係^三是拘^二催江東・浙西路郡錢米^一」とあり、同41/55同四年二月二十九日には「逐路州軍應有總領所錢米去處^三」とあり、淮東總領所は江東・浙西路——實際は江西も——の一定の府州軍から送られてくる錢米に補給を仰いでいた。⁽⁷⁾この錢米は同41/64嘉泰二年十月一日に「新淮西總領王補之奏、總領所歲計係^下朝廷科^二撥州軍上供錢斛^一應^中副支遣^上、使^三郡守盡數拘稽如^レ期解發、不^レ至有^レ悞^二指準^一（揮^一？）」とあり、『盤州文集』41乞令漕臣備辦餽運舟船劄子には「臣伏見、諸路總領官只以^二科撥^一爲^レ職、其餽運之事則漕臣所^レ掌」とあるように、總領所の費用は、戸部の認可に基づいて各總領所が特定府州に対してその上供錢米を某總領所用として指定し割り付け、各知府州はそれによつて錢米を貯積・管理し、時期をきめて綱運錢米として送り出し、これを沿路の転運使が漕運を統轄し總領所に送り届ける⁽⁸⁾ようになつていた。これが先の(A)に当る。

上供とならんで淮東總領所の財政収支中に大きな比重を占めていたのが、和糴等の物資買い上げである。米穀は江西で和糴されたものが常時遠路鎮江まで送られていた外、⁽⁹⁾隨時浙西で和糴を行つており、淮東でも米の和糴や馬料の收糴が行われていた。⁽¹⁰⁾『止堂集』⁵論淮浙旱潦乞通米商仍免總領司糴買奏（紹熙五年閏十月）^{一九四}の貼黄に「淮東總司、例于^二淮東州軍^一有^二糴買去處^一」とあることから、買い上げを実施する淮東路の州軍具鎮も決まっていた。

又、馬の飼料の大麥・馬草は淮東をその供給源として買い上げがなされていた。これらの和糴等においては淮東総領所が本錢を出し、或いは国都の左蔵西庫等から本錢を総領所に支降して、総領所自身或いは淮南轉運司が買い上げをしている。⁽¹¹⁾ 淮東・鎮江の大軍補給用の米・大麥・馬草の買い上げ及びその保管は、淮東総領所の統轄下にあつたのである。

国境地帯の駐屯・出戌軍の補給という重要な役割を担っていたため、総領所はその役目を遂行するに際して「應^あ有總領所錢米去處^ゆ」の府州と路の監司に対しては相當の権限を与えられていた。例えば、錢物を送り出す浙西・江東の府州とこれを監督する立場の監司の怠慢を中央に報告して黜責したり、淮東・浙西・江東路府州官僚の薦挙を行つており、⁽¹²⁾ これが乾道四年になると、浙西・江東西の知府州・通判に対して「殿最之法」をつくつて総領所が檢察按治し磨勘の展減を行うという、より明確な形で勤務評定権も握るようになり、これら地方官の昇進問題にまで関与するようになる。⁽¹³⁾ これが先の(B)に当る。

「總領所錢米去處」という錢米の供給を担当した府州においては、知府・州と通判がともに責任を負つた。⁽¹⁴⁾ 就中通判は、總領所側から府州の錢米担当役として適役だと判断されていたようで、淳熙から嘉定年間にかけて総領所が「通判に委ねて専ら各府州の錢米を拘收するのを主管させる」よう上奏し、それが許されている記事がいくつか見出される。⁽¹⁵⁾

こうして各地の錢物は淮東總領所の治所＝鎮江へ送られ、大半がこの大軍倉・庫に儲積された。鎮江以外にも淮東の要地には大軍倉庫又はそれに類したものがあつて綱運の交受をしており、出戌兵はこれらの淮東の倉庫から補給を受けていたのであつた。⁽¹⁶⁾ 詳述はしないが、錢米を送り出す府州と同様、これら錢米を受領・管理する州軍県

の担当官僚についても、時期が下るに従って出来るだけ専門化させ、又総領所との関係を密接化させることにより、淮東での供給業務の円滑化をはかろうとしているのが史料的に確認される。⁽¹⁷⁾

(2) 鎮江權貨務都茶場收益の移用

南宋期鎮江には權貨務都茶場が置かれて淮東総領所に附属しており、その茶塩（特に塩）を中心とする専売収益の九割が総領所用として計上されていた。⁽¹⁸⁾ここで注意すべきことは、先の石記序(C)にみえる「淮鹽」という記述である。この時期国家歳入中に占める専売収益の比率はますます高くなっていたが、その中でも塩の収益が大宗をなしていた。鎮江の他に臨安・建康にも權貨務が置かれて塩鈔を発売しており、臨安の行在務場は歳課額八〇〇万貫で通州・泰州・高郵軍・楚州（以上淮東）・秀州・温州・明州・台州の塩鈔を発売し、建康務場は歳課額一二〇〇万貫で通州・泰州・高郵軍・楚州の塩鈔を発売し、鎮江務場は歳課額四〇〇万貫で臨安・平江・紹興府の塩鈔を発売していた。⁽¹⁹⁾つまり、淮東総領所にその収益が充当されていた鎮江務場取り扱いの塩鈔は「兩浙鹽」の塩鈔であって、「淮南鹽」のそれではないのである。石記序中の「淮鹽」はおそらく戦時危急下における臨時的措置として、淮南塩収益が淮東総領所に移用充当されたのであろう。⁽²⁰⁾又、鎮江務場は中央から官僚が派遣され提領していたが、淮東総領所の附属機関であったため、⁽²¹⁾務場官吏の推賞は総領所の審実を経て行われるようになり、さらに単に収益を受領するだけではなく、総領所が塩政運営に深く関わるようになる。⁽²²⁾

(3) 贍軍酒庫運用

淮東総領所の附属機関として贍軍酒庫があり、酒の醸造・販売による利益を軍費に充てていた。⁽²³⁾『嘉定鎮江志』12庫の丹徒県の条に「戸部贍軍酒庫」としてみえ、『至順鎮江志』13庫の酒醋庫務の条にも「南渡以後、軍費浸廣、

而潤（＝鎮江）之酷利浸増。庫務樓店各有^レ所^レ隸。日本府也、總所也、戎司也。」とあり、鎮江府・鎮江都統司管下でも酒庫經營が行われていた。鎮江府下以外に淮東地域でも——必ずしも總領所管下のものとはいえないが——、楚州・真州・高郵軍に酒庫・酒房の存在が確認でき、⁽²⁴⁾おそらく収益はさほど見込めないが、買撲經營などによって運用も楽で、いわば手っ取り早い財源として盛んに利用されたと思われる。これも先の(C)に当る。

(4) 〆 營田・屯田の統轄 〷

南渡後淮南は戦火にさらされ土地が荒廃し人口も減少したが、淮南を経済・軍事的特殊地域としてテコ入れすることは国家の急務であった。營・屯田政策も⁽²⁵⁾こうした背景を持っており、大軍の長官の都統制と總領官が中心となつて実際の統轄業務を行つた。紹興十三年に淮東の營田官莊を鎮江府駐劄御前軍馬都統制とともに提領することになり、⁽²⁶⁾同十八年には諸軍の營田主管官の考課を行い磨勘を減じ推賞するには總領所が保明をし、磨勘を展ずるには總領官と都統制が一緒に中央に報告した上で行うことになる。⁽²⁷⁾屯田についても乾道元年に東南三總領官と兩淮・湖北・京西路の安撫・輾運使がみな「兼提領措置屯田」の職事を帯び、このとき「兼管内屯田」を帯びることとなつた知州軍の上位に立つことになる。⁽²⁸⁾末端業務としては、營田夏秋二料のうち出糶すべき稲麦が總領所に交納されているのや、⁽²⁹⁾屯田の小麦雜豆等を淮東總領所が拘收出糶し、その価錢が行在の左藏南庫に送られているのや、⁽³⁰⁾淮西の例であるが管下營田軍莊の夏料大小麦と秋租禾稻を馬料に充てているのや、⁽³¹⁾農民から營田軍莊の耕作者を招募したり、⁽³²⁾營田官莊の官兵の人数の調整をしているのや、⁽³³⁾

淮東・鎮江に分散している軍兵への補給と合わせて、都統司等大軍の牽制を目的として置かれた總領所が、⁽³⁴⁾淮東の生産力の回復・維持と経済的統制のため広汎な権限を与えられ、結果的に以上のような機能を果たこととなった

と理解できよう。軍兵や農民の労働力をもって経営される営屯田の統轄に、都統制とともに携わり、或いは都統制の携わることのない種々の業務に関わっていたということは、軍政への関与制肘という財政機能とならぶ総領所の今一つの機能ともつながるものである。これが先の(Ⅲ)に当るが、営屯田収益自体は総領所財政にとっては二次的なものであった。

(5) 互市場の統轄

紹興十二年に和議が結ばれ、淮東では盱眙軍に権場が置かれて、ここで南北の物資が取り引きされることになった。⁽³⁵⁾ 会食³⁸／34紹興十二年五月四日互市では、未だ権場が置かれていない淮西・京西の権場設置場所について総領官と転運使に議定させており、同十七日には両淮地域での私貿易のとりしまりを行うよう淮東総領胡紉に詔が下されている。同38／35同八月十九日では、権場の本錢に対する息錢(利益)の割合によって主管官の賞罰——磨勘の展減——が決められており、万一赤字会計の場合には、総領官がその事由を中央に申奏して指揮を仰いで責罰することになっている。又、同38／40乾道元年三月十一日では湖広の場合であるが、襄陽府鄧城鎮の権場を転運使とともに提領し、権場本錢を支給している。しかし、権場は総領所の附属機関ではなく、権場収入が総領所経費に充当されたという記事は見当らず、総領所の財源というよりはむしろ、知州軍・通判等が兼ねていた権場業務⁽³⁶⁾と国境地帯の流通政策とを広範囲にわたって統制監督していたのである。さらに言えば、いわば権場は国境線上に開かれた金国との窓口であり、金国側の軍事的なものを含めたさまざまな情報が集まってくる場所なのであり、この権場をおさえることは総領所の任務とも関連していたと考えられる。これが先の(Ⅰ)である。

(6) 営運業務

鎮江と淮東各地には大軍兵士が駐屯（常駐）・出戍（派出）しており、常駐地にはこれら軍兵の家族——「口累」妻子父母等——が居た。兵士本人の給与だけでは家族を養うには事欠くこともあり、總領所は彼ら家族への補助的な給付を行っていた。⁽³⁷⁾この財源が市易抵当庫による市易・回易・營運と言われる一種の金融からの息銭であった。⁽³⁸⁾会職41/60淳熙五年五月十一日には淮東西兩總領所に各々市易庫が復置されて營運が再開されたのがみえ、同兵20/30同六月二十三日軍賞には、朝廷封樁錢から錢を出して兩浙轉運司と各總領所に付して營運させ、その息錢で都統司が提出してきた「家累重大」の人数に従って添給を行うよう詔が出されている。この「累重之人」への給与總額は、同職41/61同七年七月二十四日に内外諸軍合わせて毎年三〇余万緡（貫）とあり、『文忠集』¹⁴³論措置營運（淳熙七年六月二十四日）には「淳熙七年已支之數、毎年歲共合用錢十六萬三千有餘貫」とあり、割注には各總領所と兩浙轉運司の支給額が載っている。『文忠集』の「已支之數」という表現に注目して、六月二十四日現在上半年の合計であるとする、これを倍すれば全年の額が出るはずである。十六万三千×2＝三十二万六千（余貫）となり先の会職の三〇余万緡と合致する。又割注の数字を倍すると、淮東總領所の場合、鎮江都統司に応副する額は五万貫となる。⁽³⁹⁾總領所の財政規模を思えば、この五万貫という数自体は、淮東總領所にとってはさほど重要なものではなかったのであろう。

(7) 淮南鉄錢交子の印造

国境地域の淮南路は、乾道二年には鉄錢と鉄錢交子——淮南交子——が発行され、通貨政策・商品流通上の特殊地帯となっていくが、この鉄錢交子の印造権が同年十一月以後淮東・淮西兩總領所に委ねられる。⁽⁴⁰⁾しかし翌三年正月には早くも淮南交子が回収され、淮南路にはしばらく鉄錢と銅錢及び銅錢交子が通用されることになり、⁽⁴¹⁾兩總領

所での交子の印造も停止されたであろう。交子の印造が一時的にせよ両総領所に委ねられたのは、両総領所が補給を担当したのが両淮地域であったこと、その財政規模が巨大なものであり交子の印造運営を任せても十分に対処し得る機能と権限を有していたこと、そして管下の務場が塩政機関であること——特に建康務場は淮南塩鈔を発売——から、他地域との流通上重要な結節点となり得たこと、によるものであったと考えられる。ここでも、交子印造を財源としていたというよりは、龐大な軍需物資の移送・補給業務を念頭に置きつつ、淮南の流通政策の統轄者としての役割が期待され負わされていたことの一表現として理解できよう。

以上(1)～(7)は、重要度の差はあるものの総領所がその本来の任務に則して有していた経済的機能であるが、広汎な権限と莫大な財源を握っていたため、特殊総領所的なもの以外の以下のような機能も附随的に果していた。

(8) 救荒・流民対策、(9) 水利興修、(10) 鎮江府下民政への関与

各種原因による流民等に対して淮東総領所が所管の米穀を低価で売却したり、給付しているのは数多く見られ、⁽⁴²⁾又淮東の流民の疫病対策のため、臨安の和濟局から薬を総領所(惠民薬局)に交付して給散しているのも見える。⁽⁴³⁾淮東路に対するこうした救荒対策は、淮東総領所の恒常的な業務と化していたようである。そして淮東総領所は鎮江・淮東の水利興修にも携わっており、水利工事のプランを上奏するなど、⁽⁴⁴⁾特に淮東の水利事業の統轄責任の一端をも担っていたと考えられる。又、淮東総領官が治所鎮江府下の戸口版籍・受納税租といった民政について具体的な発言をしている場合がある。⁽⁴⁵⁾しかし、当時の総領官蔡洸は鎮江知府も兼ねていたのであり、⁽⁴⁶⁾故にこれは特殊事例とみなすことができる。ただし注意すべきは、本来鎮江知府と淮東総領官は截然と職務・管轄が分れており、一人が両方を兼ねることはなかったが、特に淳熙年間以後になると、新旧知府の交替の間に「總領某暫權」「兼權府事」

という事態がまま見られるようになり、嘉定以後には淮東總領による鎮江知府兼任が増加することである。⁽⁴⁷⁾これから考えると、蔡洸は南宋中後期における淮東總領官の在り方を先取りしたものだとも言える。

三 軍政的機能

總領所は第二次宋金和議に先立って、一種の軍閥勢力と化していた宣撫使の兵を中央の指揮下に置き、これら軍への補給を軍とは独立させて行うという目的で設置されたのであり、あくまでその機能の第一義的な特色は、前節でみたような財政関連のものであった。總領官はこの他「專一報發御前軍馬文字」の職を帯びており、⁽⁴⁸⁾軍事機関ではなく財政機関であったが、軍政にも発言権を持ち、軍に都統司に対して監察機関としての役割も果たしていた。⁽⁴⁹⁾

(11) 軍兵に対する種々の給与・賞与・給付

世に補給の無い軍や兵士はあり得ず、その意味で都統司大軍はその生命線を總領所に握られていたと言える。大軍兵士に対する恒常的給与である本俸（熟券錢米）と出戌時の加俸（生券錢米）⁽⁵⁰⁾という本来の業務に加えて、軍兵家族への添給、戦功のあった武官・軍兵の陞進による給与増加分の供出、⁽⁵¹⁾戦傷軍兵への犒設、⁽⁵²⁾その他の犒設、⁽⁵³⁾戦死武官・軍兵の遺族への給付等を遂行していることが史料から窺われる。

(12) 戦馬の購入・選別・登録

南宋期の買馬は主に四川・陝西と広南で行われていたが、⁽⁵⁵⁾戦馬を両淮で収買する場合には淮東・淮西両總領所から銭を出していた。会兵22/31隆興二年五月二十七日買馬上・同23/23紹熙三年六月七日買馬下・同23/28嘉定十五年十一月十八日より、淮東總領所が資金を出し、鎮江都統司が淮東路で軍用に適した馬を買い上げ、これを總領所が

詳細に検査選別した上で、字号を火印して、戦馬として都統司に送り返し、不合格の馬は総領所がその売却をしていたのがわかる。湖広の例であるが、隆興・乾道期に四川・陝西の綱馬は漢陽軍まで送られ、三衙と江上諸軍——鎮江・建康都統司等——はそれぞれ出向いて歳額の軍馬を受領するが、この漢陽で軍馬を養っておく慈生馬監の建造に必要な資材や馬監官兵の給与、そして馬の飼料である馬草・大麦の支給は全て総領所が担当しており、おそらく淮東総領所の場合も馬監修築については同様であったと思われる。このように、四川から綱馬として送られるにせよ、淮東で買いつけるにせよ総領所の手を経たのである。これが(田)に当る。

(13) 兵器の収蔵・管理

石記序(D)、会職41/46紹興十二年六月十二日より、鎮江と淮東州軍の都作院で製造された武器が毎月鎮江の総領所の甲仗庫に収納され、総領所が種類と数量を帳簿につけて保管し、その数目を中央へ報告していたことがわかる。当然都統司が教閲・出戌等で新たに武器を必要とする場合には、全て総領所を経て甲仗庫から交付していたと考えられる。

その他、(14) 駐屯兵・出戌兵が居住する営寨・塞屋の類も総領所が錢物を出して建造しており、(15) 沿江各都統司水軍の戦船等も、その多くは総領所やその管下の務場から錢を支給して補修・建造を行っていたようである。(58)(59)

このように、官兵の給与・給付、買馬、営寨修築、造船等の大軍の全て錢物の支出を必要とする事項は、全部淮東総領所が担当しており、戦馬や武器もこの管理下に置かれ、ここを通して軍へ供給されていたのである。以上からしても淮東総領所の軍政に対して持つ意味あいの重大さは明らかであるが、加えて(淮東)総領所は“兵士”“武官”の人事そのものに深く関わっていた。

(16) 八軍兵の補充、軍籍の保管▽

会職41/51紹興三十二年四月二十七日に、

詔すらく、諸路大軍は招收したる人に遇うごとに、並にまず姓名を具して總領所に報じ、旬ごとに總領官及び都統制に委して、本所或いは教場に就きて同共に當官に軍號を填刺す。その効用等の手面を刺せざるの人も亦た對衆に投名の月日を審問して詣實ならしむ。……

とあり、同41/52乾道二年二月四日に、

樞密院言へらく、已に指揮を降して、三衙が軍兵・効用を招收するには、本軍が樞密院に申解し、承旨司をして等仗を用いて人材を審驗して軍額を刺填せしむ。在外の屯駐軍は本路の總領官に委し、これに依らしむ。……

とあり、都統司が新たに一般軍兵・効用兵を募るには、必ず總領官が新募の兵を審査する原則になっていた。又、同兵19/32淳熙十三年十月七日軍賞、同十六日、同二十七日の各条では、東南三總領所が都統制等とともに管下軍兵の揀選——能力資格検査——をしている。こうして軍兵の補充を握り、同職71/22乾道四年十一月二十二日黜降官八「詔、……池州駐劄御前諸軍都統制時俊、特落二軍職。坐下收三刺守闕効用一不俟二總司差レ官審驗一擅自刺填。上爲二總領葉衡所レ効故也」とあるように、一面明らかに軍への制肘役を果たすという意味を持っていた。

同兵19/6紹興三十二年十二月に「詔、令吏部・兵部牒下三衙及諸路總領所、開具自紹興三十一年十二月一

日立功推賞^一之後至^三今降^二指揮^一日逐離軍人數・官位・姓名・年甲、申^二朝廷^一照驗（驗^甲）とあるのや、川上氏
 が引かれた『宋史』¹⁹⁴兵⁸隆興二年の条、それに先にみた軍兵やその家族への支給・軍賞との関わりから明らかな
 ように、総領所は軍籍を保管して、軍兵各個の姓名・郷貫・官位・年齢・入隊の日付け、軍兵の種別と現存数、揀
 汰合格不合格数、口累重大軍兵の名と数——軍兵各人の家族員数——、軍兵の従軍歴や戦功の有無と回数、等を把
 握して随時チェックし、中央——樞密院・吏部・兵部・戸部——へ報告していたのである。これが先の(F)(G)に相当
 する。

(17) 軍政の不正摘発、武官人事への関与

先の時俊の例や、会刑²/₁₂₃淳熙十六年二月四日禁約・同²/₁₃₁紹熙六年五月六日にみえる、大軍管下營運錢の軍
 兵への不正貸し付けの摘発、同職³²/₄₃乾道六年十二月十七日都統制にみえる、大軍統兵官の欠員に際して陞差・
 拔擢した武官の給与銀の支給をめぐる不正の摘発、のように総領所は軍政上の武官の不正事項を監察する立場にあ
 った。又同³²/₃₉乾道元年二月二十日の条の、諸大軍で不正に定員外に名目をつくって統制官等高級武官を増置し
 ているのを弾劾する記事や、同³²/₄₃同七年二月十六日に、

詔すらく、從來帥臣は舊弊に循習して、改除の際において額外に多く將佐の屬を差して私恩^一を示さん^二とす。内
 外諸軍をして合に用うべき員額を除くの外、餘は日不（下？）に並に罷めしむべし。今後、準備將以上の陞差
 有るに遇はば、指揮に依りて樞密院・總領所に赴きて審察せしむるを除き、その訓練官以下は……

とある、都統制が属僚を定員外に多く任命して、私的な「恩」の関係を彼らとの間につくるようなことのないよ

う、在外大軍の準備将以上の⁽⁶¹⁾差遣を与える場合にはその人を総領所で審察させているのもみえる。同32/47慶元三年二月十四日では、やはり準備将以上統制官に至る高級武官の人事・任用に際して軍政をさまたげるような不正のないよう、建康の馬軍行司とその他江上諸大軍の場合は、都統制が「依^レ公選擇陞差^ル」した人物を各総領所に解^おり赴かせて審覆^{しらべあげ}し、総領官が保証した上で枢密院に申してはじめて任用することとし、さらに任用後も統制官と統領官は、不定期かつアトランダムに総領所に赴かせて適性審査を受けさせている。つまり、総領所は大軍高級武官の任用・陞進について不正の摘発聞奏という監察業務のみならず、それを背景としつつ高級武官の任用をチェックする人事的な機能も併せ有していたのである。くり返しになるが、ここでは特に武官体系内部に「私恩」といった非官僚的で私的な人間関係が過度に醸成されることに対して中央が神経をとがらせ、総領所がその監察をしていること、南宋前半期の高級武官人事において、総領所が不可欠の一要素として組み込まれていることを強調しておきたい。これが先の(1)(0)に当る。

(18) 総領所も自らの軍兵を有する場合があつたが、⁽⁶²⁾軍兵数も多くなく、史料上現われるのも総領所の時期区分で言う第三期⇨変質期であることから、南宋前半期には存在せず、おそらく開禧年間頃以後出現するものであろう。

以上(11)⇨(18)の軍政への関与を通して言えることは、例えば『皇宋中興聖政』63淳熙十四年十一月乙卯の条の内容⁽⁶³⁾を、そのまま総領所の軍政機能の全てであるとする、やや適切を欠くことである。総領所に広範で強力な権限を与えて都統司⇨大軍から財政機能を独立させ、同時にこの機能を背景にしながら、軍政の監察機能・人事機能をも併せ持たせることにより、常に独立化への指向を内在させていた諸大軍へ統制を及ぼさせようという、中央側の意図は見落してはならない。

(19)最後に石記序(J)「凡^レ関^レ所^レ隸^レ者、聽^ニ其^一訟」の内容であるが、今までのところ直接これと関連する史料はほとんど見出し得ていない。⁽⁶⁴⁾「凡^ソ関^{ハル}所^ニ隸^{スル}者」とは、総領所自身及び附属機関の官・吏を指し、「聽^ニ其^一訟^ヲ」⁽⁶⁵⁾とは、例えば清朝でいう州県自理の案の如く、民事性の強い戸婚田土に関わる案件等を、総領官の裁量で判決を下し処理するというものではなからうか。

小 結

本稿では淮東総領所の機能——その中には東南三総領所又四川も含めた四総領所に共通するものも多くある——について「確立・安定期」を中心に、財政・軍政等挙げ得る限りの角度から検討したが、これら諸機能の中にも淮東総領所が総領所なるが故に有していた「本来の機能」と、これに付随する形の又はそれから派生してきたと思われる機能とが並存していた。会職41/63紹熙五年十二月九日の「總領之職、在^下於調^ニ度糧餉^一、稽^中察軍政^上而已」という表現や、『可齋雜藁』19奏湖南運司合支水脚の条の「制臣（『制置司』）管^レ軍、餉臣（『總領所』）管^レ糧、漕臣（『転運司』）管^レ餽。祖宗舊法、中興以來所^ニ遵行^一者、それにかの「盖又使^三之與^二聞軍政、不^下獨職^ニ餉餽^一而已⁽⁶⁶⁾」等の表現に、総領所機能の骨格が示されている。総領所「本来の機能」とは、沿辺大軍の必要とする貨幣・物資を各地から調達し、それを大軍と軍兵に供給することであって、これは紹興十二年和議成立後の準軍事的な国防体制を確立するための最重要の要件の一つであった。この本来の任務遂行を保証すべく軍政監察機能が附加されたが、それはまた中央政權として、自立化への芽を持つ旧宣撫使管下の兵を中核とした諸大軍に中央の統制を及ぼすという効能を併せ持たせるという意味があった。軍の兵站を一手に握る総領所に、軍の監察業務を負わせること

はさほど機能・権限の上で無理なことではなく、川上氏の言われるように、南宋朝としては一石二鳥をねらったものだと言えよう。つまり、紹興十一年の設立当初において淮東総領所はすでに本来の機能である財政機能——(1)(2)(3)(6)(11)(12)(14)(15)——に、二次的な軍政監察機能——(16)(17)——が萌芽的に附加されていたのである。そしてこの二つの機能、特に前者を背景としつつ(4)(5)(7)(8)(9)(10)(13)(18)(19)が派生的に加わっていったのである。

注

(1) 山内正博「南宋総領所設置に関する一考察(講)」『史學雜誌』六四—二二、一九五五、八一—八三頁。井手達郎「総領考(一)」『埼玉大学紀要教育学部篇』五、一九五六、二二—三二頁。内河久平「南宋総領所考」『史潮』七八・七九合併号、一九六二、一—二六頁。川上恭司「南宋の総領所について」『待兼山論叢』一二史学篇、一九七八、一—二九頁。近藤一成「南宋屯軍文書考」『史観』一〇五、一九八一、二—一八頁。伊原弘「南宋総領所の任用官」『アジアの教育と社会』、一九八三、一二六—一三八頁。郭正忠「南宋中央財政货币岁收考辨」『宋遼金史論叢』一、一九八五、一六八—一九一頁。张星久「关于南宋戸部与总領所的关系」『中国史研究』一九八七年第四期、九—一六頁。

(2) 本稿との関わりで言えば、内河氏は各総領所の軍事費の供給範囲と上供錢物の起撥範囲の概略、権貨務都茶場・甲仗庫・贍軍酒庫・市易抵当庫等の所属機関の職掌を考察しておられ、川上氏は正税・雜税・塩課・茶課・權酷・紙幣発行・屯営田経営・營運等を総領所の財源という視点から考察し、軍兵への支給や買馬・漕運との関わりについても考察しておられる。又、川上氏は分析・解説はされておられないものの、各総領所についてかなり詳細な仰給地図を作成されている。

(3) 本稿で利用した史料で、河内、川上両氏も引用されているものを挙げておく。『宋會要輯稿』職官41/44冒頭、同41/46紹興十二年六月十二日、同41/48同二十七年七月二十四日、同41/52乾道元年八月二十五日、同41/60淳熙五年五月十一日、同41/69嘉定十五年正月二日、同食貨20/19紹興十三年九月十日、同38/34同十二年五月四日、同兵5/20隆興元年四月一日。『宋史』33乾道二年十一月己酉、同194隆興二年の条。『皇宋中興聖政』63淳熙十四年十一月乙卯。『建炎以來

『朝野雜記』甲集11總領諸路財賦、同17樞貨務都茶場。『景定建康志』23城關志4營寨。『盤洲文集』41乞令漕臣備辦餽運舟船筭子、同乞添總領江浙財賦字劄子。『文忠集』143論措置營運。『可齋雜藁』18出帥經理襄樊奏。『永樂大典』一四六二六部吏部に引く『吏部條法』。

- (4) 史料は断片的であり、故に特に軍政機能においては実証内容も三或いは四總領所を一まとめにして論ぜざるを得ない場合も存在する。又本稿では、東南三總領として史料上一括されることの多い淮西・湖広總領所からの援用・敷衍には慎重を期し、状況がかなり異なる四川總領所(利州)の記事の引用は原則的にさける。

- (5) 以下本文中では石記序と略称する。題名記を参照して文字の異同を適宜訂正した。石記序中の京口は鎮江のこと。

- (6) (M)は官のランク・位置を示すが、機能そのものではないのでここでは除く。

- (7) 註(2)参照。財政規模そして、上供錢米・和糴等、淮東總領所錢物の仰給地・仰給量の細かな復元については別稿を予定。『史學雜誌』九六一二、八〇頁の史学会第85回大会東洋史部会の筆者の口頭発表要旨参照。

- (8) 前掲張論文一三頁参照。

- (9) 会食40/37隆興二年八月三日、同64/82乾道四年三月二十六日。

- (10) 会食41/3淳熙二年十月二日、同41/15淳熙十三年八月二十四日、同40/34紹興三十二年五月四日。

- (11) 会食40/34紹興三十二年五月四日、同40/44乾道二年七月一日、同40/48同五年七月二日、同40/52同七年八月十七日同日、同41/6淳熙五年七月二日、同六年正月十七日。

- (12) 会職41/48紹興二十七年七月二十四日、同41/52乾道元年八月二十五日、同選30/1紹興十三年九月二十八日、同30/21乾道六年六月十七日、『盤洲文集』41乞添總領江浙財賦字劄子(任淮東總領日)。

- (13) 会職41/55乾道四年二月二十九日、同43/35同五月二十九日、同食64/82同三月二十六日。

- (14) 会職41/55乾道四年二月二十九日、同41/62紹熙三年七月十二日。

- (15) 会職41/58淳熙元年四月十七日、同41/64嘉泰二年十月一日、同41/65同閏十二月二十一日。

- (16) 小岩井弘光「南宋大軍倉管見」『集刊東洋学』三一、一九七四、一三三〜一五六頁。

- (17) 会職41/69嘉定十五年正月二日、『永樂大典』一四六二六部吏部に引く『吏部條法』。

- (18) 『建炎以來朝野雜記』甲集17樞貨務都茶場、同淮東西湖廣總領所。川上氏は前掲論文九〇頁で「淮東・淮西の両総

領所とも塩課への依存度が極めて高かった」とされるが、重要な指摘である。ただ、淮東総領所収入の50%ほどと述べられるが、これは米穀類の収入を除く錢立て、歳費の50%強と言うのが正確である。

(19) 草野靖「南宋時代の淮浙塩鈔法」『史淵』八六、一九六一、一二三—一五四頁、特に一三〇—一三七頁。

(20) その意味で石記序(C)の「頗る」は「少しく」「やや」「まま」と読むべきかも知れない。劉淇『助字辨略』卷三頗の条参照。淮南塩収益が淮東総領所に移用された例としては、会食27/15隆興二年八月九日、同27/21乾道二年五月二日其後。

(21) 内河論文一五—一六頁、川上論文一九頁。

(22) 会職41/58淳熙四年七月二十四日、同41/64慶元元年正月五日、同食27/33乾道七年六月十七日、同27/40同八年八月二十九日。

(23) 武田金作「宋代の權酷に就いて」(一)・(二)『史学雑誌』四五—五・六、一九三四、一—三六・三八—八七頁。内河一四頁、川上一—一二頁。

(24) 会食20/19紹興十三年九月十日、同21/7乾道四年十月十八日、同21/9同六年八月二十八日、同七年三月十日。

(25) 周藤吉之「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營」『中國土地制度史研究』一九五三、二九〇—三八四頁。梅原郁「南宋淮南の土地制度試探」『東洋史研究』二—四、一九六三、二六—五七頁。

(26) 会食3/1紹興十三年八月三日。

(27) 会食3/2紹興十八年十一月九日。

(28) 会食3/13乾道元年五月十八日。

(29) 会食3/5紹興二十九年九月一日。

(30) 会食3/16乾道三年二月十三日。

(31) 会食3/16乾道三年六月十三日。

(32) 註(31)に同じ。

(33) 会食3/10隆興元年七月四日。

(34) 前掲山内「南宋総領所設置に関する一考察(講)」参照。

(35) 加藤繁「宋と金國との貿易に就いて」(一九三七年初出、のち『支那經濟史考證』所収、二四七—二八三頁)。外山軍治

- 『金朝史研究』(一九六四、三八四～三八七頁)。川上論文一五頁。なお榎場は盱眙軍の他にも設置されていた。
- (36) 会食38/34紹興十二年五月四日、同38/39隆興二年十二月十八日。
特に「累重」「口累重大之家」「口累重人」といわれる家族員数が5口をこえる場合。会兵20/31淳熙六年七月十九日、同八月十四日。
- (38) 吉田寅「宋代の回易について」(『史潮』五二、一九五四、二三～三三頁)。内河(一七頁)、川上(一四～一五頁)両氏に指摘があるが、兵士家族への給付という観点はない。
- (39) 川上氏は同史料を用い、2.5万貫としておられる。
- (40) 『宋史』33乾道二年十一月己酉。草野靖「南宋行在行子の発展」上・下(『東洋學報』四九一・二、一九六六、一～四一・三九～七五頁、特に下四八頁)。
- (41) 草野靖「南宋時代淮東路の通貨問題」(『東洋學報』四四一四、一九六二、三一～七三頁、特に二九頁)。
- (42) 会食57/19紹興十三年三月十八日、同58/2隆興二年八月二十日、同58/4乾道元年二月八日、同58/6同五年四月十四日、同十月十八日、同58/10同七年八月二十五日。
- (43) 会食59/41隆興二年十二月二十六日。
- (44) 会食61/124淳熙七(二?三?)年十月二日、同61/126同五年閏六月二十四日、同六年四月三日。
- (45) 会食66/12乾道七年十月一日。
- (46) 『嘉定鎮江志』15宋潤州太守。
- (47) 『至順鎮江志』15宋太守。
- (48) 会職41/44冒頭、同41/45紹興十一年五月四日。
- (49) 川上氏は専一報発御前軍馬文字については詳しく触れてはもられないが、「将帥の推挙、軍官の不正摘発、総領所独自の軍隊の保有のためもあるが、主な目的は軍籍の稽查権にあった」とされる。
- (50) 安部健夫「生熟券支給制度略考」(一九三一年初出、のち『元代史の研究』所収、三一九～三六二頁)。小岩井引光「南宋大軍兵士の給與錢米について」(『東洋史研究』三五―四、一九七七、八七～一七頁)。川上論文二七～一八頁。
- (51) 会兵19/12隆興元年十月六日、同十五日。

- (52) 会兵 18 / 45 紹興三十二年四月五日。
- (53) 会兵 5 / 20 隆興元年四月一日、同 5 / 24 乾道六年四月二十五日、同 20 / 31 淳熙六年三月十七日。『盤洲文集』41 支解軍兵稿設箭子。
- (54) 会兵 20 / 31 淳熙六年四月二十一日。
- (55) 曾我部静雄「宋代の馬政」(『宋代政経史の研究』一九七四、六四～一四四頁)。李天鳴『宋元戦史』(三)(食貨出版社、一九八八)一六三六～一六四四頁。
- (56) 会兵 21 / 12 隆興元年十二月三十日、同 21 / 13 乾道四年正月二十九日。
- (57) 石記序の「諸軍」、宋会要に見える「逐軍」の軍を、ここでは行政單位の「軍」と解し、府州軍の意とした。武器製造については千葉辰「北宋の兵器工業」(『東洋史学論集』五上、一九五〇、一～六九頁)。古林森広「宋代の官営武器工業」(『史学研究三十周年記念論叢』七七・七八・七九合併号、一九六〇、四二八～四四〇頁)。
- (58) 会兵 6 / 18 隆興二年三月十七日。
- (59) 会食 50 / 28 淳熙六年六月二十三日、同九月二十二日。
- (60) 「隆興二年、殿前司言、諸軍法、兵級年六十、將校年六十五、減充剩員給請。内有戰功亦止半給。比來年及不與減落。乞、每營置籍、鄉貫・年甲・招刺日月悉書之、一留本營、一留戸部、一留總領、以備開落。」
- (61) 李天鳴前掲書一五二〇～一五二二頁、特に一五二二頁の附表卅八「南宋都統司編制表」参照。
- (62) 会兵 20 / 44 嘉定十五年正月十六日に「諸路總領所忠義官兵」とみえ、『可齋雜藁』18 出帥經理龔樊奏には「總領所勇勝軍一千五百人」と、『景定建康志』23 城闕志 4 營寨に「淮西江東軍馬錢糧所總効軍寨四所」とある。又、李天鳴一五八二・一五八四～一五八五頁にも總領所所屬の軍が見えるが、やはり開禧以後の事例であり、淮東總領所に関するものはない。
- (63) 「進呈淮西總領趙汝誼體究到馬軍行司回易等事。上曰、諸軍今後如有違戾、令總領所覺察以聞。施師點等奏、總領銜位帶專一報發御前軍馬文字、正是此意。」
- (64) 管見の限りでは会食 50 / 33 嘉定十二年三月三日に、江西の綱運の梢工が軋運司を總領所——湖広もしくは淮西——に訴えているのがみえる。

(65) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（一九八四）二三～二九頁（初出一九六〇）、二六三～二六五頁（初出一九八一）。徐

元端『吏學指南』獄訟の条冒頭には「爭罪曰獄、爭財曰訟」とある。

(66) 会職41/44冒頭。

(付記) 本稿は、筆者が一九八七年一月に大阪大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部であり、その多くを東京大学の斯波義信、大阪大学の濱島敦俊両教授の御指導と助言に負っている。

(大学院後期課程学生)